

新潟市公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱

| | | | |
|----|-------|-------|----|
| 改正 | 昭和63年 | 4月 | 1日 |
| 改正 | 平成4年 | 4月 | 1日 |
| 改正 | 平成19年 | 4月 | 1日 |
| 改正 | 平成22年 | 6月21日 | |
| 改正 | 平成23年 | 4月 | 1日 |
| 改正 | 平成26年 | 4月 | 1日 |
| 改正 | 平成29年 | 4月 | 1日 |
| 改正 | 令和2年 | 4月 | 1日 |
| 改正 | 令和3年 | 4月 | 1日 |
| 改正 | 令和5年 | 4月 | 1日 |
| 改正 | 令和8年 | 4月 | 1日 |

(趣旨)

第1条 この要綱は、公衆浴場を確保し市民の保健衛生の維持及び向上を図るため、公衆浴場経営者が行う公衆浴場の設備改善事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することを目的とし、この交付に関しては新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で公衆浴場とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項に基づく営業許可を受けている公衆浴場であつて、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金の統制額を指定されているものをいう。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、次の各号に掲げる要件を備えている公衆浴場経営者を交付の対象とする。

- (1) 原則として、浴場経営を今後5年以上継続して行う意志のある者
- (2) 経営内容及び利用者の実態等から補助金の交付を受けることが妥当と認められる者
- (3) 設備改善事業が事前に十分計画されている者
- (4) 浴場施設設備の衛生措置状況が関係法令に違反していない者
- (5) 公租公課を滞納していない者
- (6) 新潟市公衆浴場協同組合（以下「組合」という。）の組合員にあつては、組合推薦書を添付すること。

2 この補助金は、別表に掲げる設備に係るものについて交付の対象とする。

(補助金の額)

第4条 別表に掲げる区分のうち、「主要設備」、「その他設備」についての補助金の額は、各区分毎の対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、算出された額に1千

円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし1浴場当たり「主要設備」については90万円、「その他設備」については75万円を限度とする。

- 2 市長は前項の規定にかかわらず、天災、火災、その他特別な事情によると認めるときは、別表に掲げる設備を対象として予算の範囲内において補助を行うことができる。

(推薦の届出)

第5条 組合は、第3条第1項第6号に規定する推薦書を交付する場合は、別記第1号様式に別記第1号様式の2の概要書及び新潟市税納税証明書を添えて別に指定する日までに市長に届出なければならない。

- 2 組合は、前項の規定により届出を行う場合は、推薦する浴場の改善事業内容及び第3条第1項第1号から第5号に掲げる要件等について調査し、適正と認めるものを推薦するものとする。

- 3 市長は、第1項の届出を受けたときは、その浴場の事業内容及び地域の実情等を調査するとともに、関係機関と協議し、その結果を別記第2号様式により組合に通知するものとする。

(手続代行)

第6条 組合は、次の各号に掲げる手続等の事務を補助金交付対象者となる経営者から委任を受けてすることができる。

- (1) 規則第6条、第7条、第10条、第13条及び第14条の規定による補助金交付申請等の事務

- (2) 補助金を受領すること

- 2 組合は、前項の規定による事務等を行おうとする場合は、別記第3号様式による事務受任届に別記第3号様式の2による委任状を添えて市長に提出するものとする。

(関係書類の整理保存)

第7条 補助金の交付を受ける経営者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類は5年間保存しておくこと。

附 則

- 1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 新潟市公衆浴場施設及び設備改善事業補助金交付要綱（昭和53年6月10日決裁）は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表

| 区 分 | 対 象 経 費 |
|---------|---|
| 1 主要設備 | 次に掲げる設備の設置又は更新に要する経費 (1) ボイラー (2) ろ過機 (3) 温水器 |
| 2 その他設備 | 次に掲げる設備の設置又は改善に要する経費 ただし、合計額が20万円以上の場合に限る。 (1) 浴場玄関 (2) 脱衣場 (3) カラン及びシャワー (4) 浴室及び浴槽 (5) 換気設備 (6) 浴場照明設備 (7) 暖冷房設備 (8) 給排水衛生設備 (便所を含む) (9) 超音波設備, 赤外線設備及び温浴剤設備等浴場付加装置 (10) 省エネルギー設備 (11) その他市長が特に必要と認めたもの |

(宛先)新潟市長

新潟市公衆浴場協同組合

理事長

年度新潟市公衆浴場設備改善事業補助金交付対象浴場推薦届

標記補助金交付の対象浴場として，下記の公衆浴場を推薦します。

記

1 推薦浴場の内訳

- (1) 主要設備 浴場
(内訳 ボイラー ろ過機 温水器)
- (2) その他設備 浴場

2 推薦浴場名及び事業内容等

別紙概要書のとおり

3 推薦する理由

別記第2号様式

新 第 号
年 月 日

新潟市公衆浴場協同組合
理事長 様

新潟市長 印

年度新潟市公衆浴場設備改善事業補助金交付対象浴場について(通知)

このことについて、新潟市公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

1 対象浴場として認めた公衆浴場

| 浴場名 | 所在地 | 経営者 | 対象設備 |
|-----|-----|-----|------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

2 対象浴場として認めない公衆浴場とその理由

| 浴場名 | 所在地 | 経営者 | 対象設備 |
|-----|-----|-----|------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(宛先)新潟市長

住 所

組合名

理事長

補助金交付申請等事務受任届

このことについて、補助金交付対象浴場となる組合員より、下記事項を受任したので、新潟市公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、その委任状を添えて届けます。

記

- 1 補助金の交付申請すること。
- 2 補助金の交付決定等の通知を受けること。
- 3 補助金変更の申請及び承認を受けること。
- 4 実績報告書を提出すること。
- 5 補助金の額の確定通知を受けること。
- 6 補助金を受領すること。

